

医療情報取得加算

医療 DX 推進体制整備加算に関する揭示

当院では、施設基準を満たす医療機関として、受診時に患者さまの同意を得て診療情報を取得しそれらを診療に活用し、更なる質の高い医療の提供に努めてまいります。

正確な診療情報を取得・活用するためにマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

【医療情報取得加算】

初診時（月 1 回）：1 点 再診時（3 月に 1 回）：1 点

当院では、医療情報取得加算を算定するため、以下の基準を満たしています。

- ① オンライン請求にて診療報酬請求を行っています。
- ② 電子資格確認を行う体制を有しています。
- ③ 受診した患者さまの受診歴、薬剤情報等、必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

【医療 DX 推進体制整備加算 6】

初診時 月 1 回に限り：8 点

当院では、医療 DX を推進するための体制として、以下の項目に取り組んでいます。

- ① オンライン請求にて診療報酬請求を行っています。
- ② オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して、診療を実施しています。
- ③ マイナ保険証の利用を促進し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ④ 電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋の導入を検討しています。